

モデルケース ～税源移譲による税額の計算例～

※各ケースは、あくまで一例です。実際の税額は、年齢や控除額などにより異なります。
※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。

※実際の負担増減額には、定率減税の廃止や個人の収入の増減などによる税額の影響があります。
※各ケースの市・道民税の税額には均等割額が含まれていません。

給与所得者の方



【単身の場合】

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・道民税	合計		給与収入	所得税	市・道民税		
300万円	12万4,000円	6万4,500円	18万8,500円		300万円	6万2,000円	12万6,500円	18万8,500円	0円
500万円	25万8,000円	16万3,000円	42万1,000円		500万円	16万 500円	26万 500円	42万1,000円	0円

【夫婦+子ども2人の場合】

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・道民税	合計		給与収入	所得税	市・道民税		
300万円	0円	9,000円	9,000円		300万円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	11万9,000円	7万6,000円	19万5,000円		500万円	5万9,500円	13万5,500円	19万5,000円	0円

※子どものうち1人が特定扶養親族（16～22歳）に該当するものとして計算しています。

年金受給者の方



【65歳未満（単身）の場合】

年金収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・道民税	合計		年金収入	所得税	市・道民税		
250万円	9万3,200円	4万9,100円	14万2,300円		250万円	4万6,600円	9万5,700円	14万2,300円	0円
300万円	12万7,000円	6万6,000円	19万3,000円		300万円	6万3,500円	12万9,500円	19万3,000円	0円

【65歳未満（配偶者控除あり）の場合】

年金収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・道民税	合計		年金収入	所得税	市・道民税		
250万円	5万5,200円	3万2,600円	8万7,800円		250万円	2万7,600円	6万 200円	8万7,800円	0円
300万円	8万9,000円	4万9,500円	13万8,500円		300万円	4万4,500円	9万4,000円	13万8,500円	0円

【65歳以上（単身）の場合】

年金収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・道民税	合計		年金収入	所得税	市・道民税		
250万円	7万3,200円	3万9,100円	11万2,300円		250万円	3万6,600円	7万5,700円	11万2,300円	0円
300万円	11万9,500円	6万2,200円	18万1,700円		300万円	5万9,700円	12万2,000円	18万1,700円	0円

【65歳以上（配偶者控除あり）の場合】

年金収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・道民税	合計		年金収入	所得税	市・道民税		
250万円	3万5,200円	2万2,600円	5万7,800円		250万円	1万7,600円	4万 200円	5万7,800円	0円
300万円	8万1,500円	4万5,700円	12万7,200円		300万円	4万 700円	8万6,500円	12万7,200円	0円

問い合わせ

税務グループ (☎85) 1155・FAX(85) 1108)

Eメール: tax@city.noboribetsu.hokkaido.jp